

INPIT法改正の概要

- INPITは、中小企業・スタートアップの知財経営支援の中核機関として、情報提供・研修・相談業務等を実施してきたが、さらなるワンストップ知財支援の実現に向け、INPIT法を改正し、機能強化を図る。
- 具体的には、INPITの業務として新たに中小企業等に対する助言・助成業務を追加するほか、INPITの目的規定にも、こうした助言・助成業務を明記することで、今後のINPITの主要業務として位置付ける。

第3条 (INPITの目的)

- 特許法上の**中小企業者※1・試験研究機関等※2**に対する**助言・助成**を目的規定においても**明確に記載**。
- 上記の業務を名実ともに、既に目的規定において記載されている**情報提供・研修業務に並んで、INPITの主要業務**に位置付け。

第11条 (業務の範囲)

- 以下の業務を新設。
 - 特許法上の**中小企業者・試験研究機関等に対する助言・助成**
 - 産競法において新設される「**特定中堅企業者※3**」のうち、**事業再編計画の認定を受けた者に対する助言・助成**
 - 産競法において新設される「**特定新需要開拓事業者※4**」への**助言**

(※1) 中小企業者…いわゆる中小企業・個人事業主や、事業協同組合・商工組合等

(※2) 試験研究機関等…大学・大学共同利用機関、公設試験研究機関（地方公共団体の試験研究機関）等

(※3) 特定中堅企業者…中堅企業者（従業員数2000人以下で中小企業者でない企業）のうち、さらなる成長を見込むものとして経済産業省令で定める基準に該当するものとして産競法において定義。

(※4) 特定新需要開拓事業者…事業者と大学等が共同で行う研究開発の成果について、新たな市場を開拓するために標準・知的財産を一体的に活用するオープン＆クローズ戦略を検討・策定し行う事業（特定新需要開拓事業）を実施する者として産競法において定義。